

株主の皆さまへ

第156期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

- 事業報告
Ⅷ. 内部統制システム
- 連結計算書類
連結注記表
- 計算書類
個別注記表

事業報告の「Ⅷ. 内部統制システム」、連結計算書類の「連結注記表」、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の定めにもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.lion.co.jp/ja/invest/shareholders/meeting/>）に掲載することにより、株主の皆さまにご提供いたしております。

平成29年3月1日

ライオン株式会社

Ⅷ. 内部統制システム

当社が内部統制システムとして決議した事項は、次のとおりであります。

I. 内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備・運用状況

<内部統制システムの基本的な考え方>

1. 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 基本的考え方

- ①当社グループの「ライオン企業行動憲章」、「行動指針」をコンプライアンス体制の基盤とする。
- ②ライオン企業行動憲章の精神を代表取締役社長が繰り返し役員・従業員に伝えることにより、企業倫理意識の浸透に努めるとともに、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

(2) コンプライアンス体制

- ①当社取締役会で選定した企業倫理担当役員を委員長とする当社グループ全体に係る企業倫理委員会を設置し、企業倫理意識の浸透・定着のための具体的施策を推進する。ライオン企業行動憲章・行動指針に反する事態が生じ、企業倫理委員会が必要と認めたときは、外部専門家（弁護士、公認会計士等）を委員とする倫理調査委員会を設け事態の解決・収拾を図る仕組みを採用する。
- ②企業倫理担当役員の下に企業倫理専任部長を置き、コンプライアンス体制の整備・維持を図るとともに、当社グループの各部所における必要な研修を行う。あわせて人事部は階層別教育において必要な研修を行う。また、各部所は関連法規に従った規程・マニュアルを策定し、これに従い業務を実行する。
- ③当社取締役会の監督機能を強化するため、業務を執行しない社外取締役を置く。
- ④法令遵守および経営政策に関する第三者の意見・助言を経営に反映させるため、社外有識者により構成するアドバイザー・コミッティを設置する。
- ⑤内部監査部門として当社に監査室を置く。
- ⑥当社監査室は、当社グループ各社に対する内部監査を実施する。
- ⑦当社グループ各社に当社から監査役を派遣し、当該監査役は法令に従い監査を行う。
- ⑧監査室員、企業倫理専任部長、経営企画部員、法務部員および監査役は、日ごろから連携し当社グループのコンプライアンス体制およびコンプライアンスに関する課題・問題の有無の把握に努める。
- ⑨従業員の法令・定款違反行為については就業規則に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については企業倫理委員会が取締役に具体的な処分を答申する。
- ⑩上記①～⑨の他、当社グループにおける法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報システムとして、企業倫理専任部長および社外弁護士を直接の情報受領者とする「心のホットライン」を整備するとともに、製品開発担当者等が製品の品質に疑念を生じた場合の社内通報システムとして、CSR

推進部長を直接の情報受領者とする「品質情報ホットライン」を整備し、別に定める要領にもとづきその運用を行う。

①監査役は当社グループのコンプライアンス体制および上記⑩に定める社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、企業倫理担当役員に意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。

(3) 有事の対応

①法規・社会的責任に関わる緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システムに従い、当該発生事実を総務部長が社長、企業倫理担当役員および監査役へ報告するとともに、社長を議長とする緊急対策協議会もしくは担当部所長は事態の適正な収拾、再発防止策の立案、執行役員会・取締役会への報告を行う。

②当社グループ各社の担当役員および従業員が当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合も、上記①と同様に対処する。

③当社グループ各社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合は、直ちに当社社長、企業倫理担当役員および監査役に報告するものとする。企業倫理担当役員は監査役と協議し事態の適正な収拾と再発防止策の立案を行う。

2. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 代表取締役および業務執行取締役は、法令に従い自己の職務の執行状況を取締役に報告する。

(2) 代表取締役は、情報管理規程に取締役の職務の執行に係る情報の作成、保存および管理に関する事項を定める。

(3) 取締役は、情報管理規程に従い、職務の執行に係る情報を保存する。

(4) 取締役および監査役は、いつでもこれらの情報を閲覧または謄写できる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 平時の対応

①経営企画部担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、経営企画部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

②監査室は当社グループ各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を執行役員会、取締役会に報告する。

③平時において、各部署はその有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの低減等に取り組むとともに、事業活動に重大な影響を及ぼすおそれのある経営リスクについては、それぞれ担当取締役が対応策を検討し、経営会議、執行役員会で審議しリスク管理を行う。

④環境、品質責任、事故・災害に関するリスクについては、それぞれ環境保全推進委員会、CS/PL委員会、安全衛生防災会議において事前に対応策を検討、必要に応じて執行役員会で審議し、リスク管理を行う。

⑤各工場においては、ISO14001の認証を受け、品質管理および環境保全に積極的に取り組む。

(2) 有事の対応

天災・事故発生等による物理的緊急事態が発生した場合は、緊急事態処理システム（地震については、地震災害対策マニュアル、感染症については、新型インフルエンザ等感染症対策マニュアル）に従い、当該発生事実を社長・監査役等へ報告するとともに、関連部所長は情報収集、対応方針の決定、原因究明、対応策の決定、執行役員会・取締役会への報告を行う。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 意思決定ルール

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。なお、定例の取締役会を除いて、法令に従い書面等にて取締役会決議を行うことができるものとする。
- ②また迅速な業務執行と取締役会の機能をより強化するために、執行役員会を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的な事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- ③当社グループ全体の経営方針および経営戦略等に係る重要事項については、事前に経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて意思決定を行うものとする。
- ④当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社取締役会または執行役員会の承認を受けるものとする。

(2) 取締役会の基本的位置付け

- ①取締役会は、取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標にもとづく経営計画を策定する。
- ②取締役会は、経営計画を具体化するため、経営計画にもとづき、事業計画、経営予算を設定する。マーケティング投資、研究開発投資、設備投資、新規事業投資についても経営計画を基準に配分する。
- ③取締役会は、重要事項に係る各機関、本部長、部所長の決裁権限基準を定める。
- ④取締役会は、毎月、月度業績をレビューし、各担当取締役に目標と実績の差異要因の分析、その要因を排除・低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。

(3) 業務推進体制

- ①各部門、部所を担当する取締役は、当該部門等が実施すべき具体的な施策を含めた効率的な業務推進体制を決定する。
- ②月度業績はITを活用したシステムにより迅速に管理会計としてデータ化し、各担当取締役および取締役会に報告する。

③上記(2)④の決定を受け、各担当取締役は業務遂行体制をより効率的なものとするため、必要に応じ改善する。

5. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項（監査役の指示の実効性の確保に関する事項を含む）

- (1) 監査役会の職務補助に専任する使用人を1名以上監査室に置く。
- (2) 当該使用人は、職務執行に当たっては監査役会の指揮命令を受け、取締役および監査室長の指揮命令を受けない。
- (3) 当該使用人の人事評価・異動・懲戒については監査役会の事前同意を得た上で、機関決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

6. 当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する事項ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実および法令・定款に違反する重大な事実等がある場合には速やかに監査役に報告する。また、取締役は、次の事項を監査役会に報告する。
 - ①当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実
 - ②当社グループにおける天災・事故発生等による物理的緊急事態および法規・社会的責任に関わる緊急事態
 - ③当社グループにおける内部監査の実施状況
 - ④当社グループにおける社内通報システムによるホットラインの通報状況およびその内容
 - ⑤執行役員会、製品企画執行役員会の決定事項
 - ⑥決裁権限基準にもとづく取締役および執行役員の決裁事項
 - ⑦当社グループ各社の事業概況、当該各社監査役の活動状況
 - ⑧当社および当社グループ各社の重要な会計方針・会計基準の変更ならびにその影響
- (2) 上記①～⑧に関する事項の報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定する。
- (3) 上記(1)にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
- (4) 当社グループは、報告者が、報告・通報したことを理由として不利益な扱いを受けないよう行動指針に定め、組織的に保護する。

7. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役会の職務執行に必要な費用および債務については、監査役の請求に従い速やかに支払その他の処理を行う。
- (2) その他、職務執行の必要に応じて、外部専門家の助言を受けることができる。支払その他の処理は、前記(1)に準じる。

8. 当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会の要請がある場合において取締役会は、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- (2) 監査役は、必要に応じて、当社および当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ陪席することができる。
- (3) 監査役は、必要に応じて、当社グループ各社の重要情報を閲覧または謄写できる。
- (4) 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役および重要な使用人から個別に職務執行状況を聴取することができる。
- (5) 監査役会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 代表取締役社長は、連結財務諸表を構成する当社、当社の子会社および関連会社の財務報告の信頼性を確保するために、取締役会が定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」にもとづき財務報告に係る内部統制を整備・運用・評価し、その状況および内部統制報告書を定期的に取締役会に報告する。
- (2) 監査室は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備および不備の改善状況を含む。）を把握・評価し、それを代表取締役社長および監査役に報告する。
- (3) 監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監査する。また、会計監査人の行う監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

<内部統制システムの整備状況>

当社は、法令遵守、倫理観強化を基本とする企業行動憲章、行動指針を制定しております。役員、従業員にその遵守徹底を図るため、企業倫理担当役員を委員長とする企業倫理委員会を設け、企業倫理意識の浸透・定着のための具体的施策の推進および企業行動憲章・行動指針に反する事態が生じたときの事態の収拾と再発防止策の立案を行うとともに、社内通報システムの設置等、コンプライアンス体制の強化を進めております。また、業務の

効率性、有効性を確保するため、各種決裁に際して社長または担当役員等に決裁権限を委譲する基準、製品開発の各段階での業務プロセスや品質保証を定めた製品マネジメントシステム等の各種規程を整備しております。これらの事項が適切に機能しているか否かをモニタリングするため、監査役および監査室による定期的監査を実施しております。

当社の会社情報の適時開示については、その開示の要否について常勤監査役に意見を求め、適正性を確保しております。

また、財務報告に係る内部統制に関する整備状況については、財務報告に係る内部統制の基本方針を策定するとともに評価範囲選定基準および評価対象を定めております。また、各業務プロセスにおける責任者を任命しております。

<内部統制システムの運用状況>

当社は、企業倫理委員会を定期的に開催し、当社グループ全体に係る法令遵守、倫理観強化に向けた具体的施策の推進計画を策定するとともに、計画に沿った階層別の研修やエラーニングの実施等を通じて、企業行動憲章の浸透、徹底を図っております。また、定期的にコンプライアンスアンケートを実施し、従業員等へのコンプライアンス意識の浸透、定着状況を調査するとともに職場における問題の把握に努めております。

リスク管理については、各部門において、定期的にリスクの識別、測定（発生可能性、経営への影響度）、対処方法の評価を実施するとともに、それらを取り纏めた当社グループ全体のリスクについて取締役会で評価を行っております。

当社グループ各社の状況については、業績、事業計画等を定期的に当社取締役会へ報告するとともに、当社グループ全体の財産、損益に大きな影響を及ぼす案件については、当社取締役会および執行役員会において審議を行っております。

当社グループの内部監査については、監査室が年間の内部監査計画にもとづき、「適法性、妥当性、効率性等」内部統制に関わる監査、コンプライアンス推進状況の監査を実施しております。

監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準および内部統制システムに係る監査の実施基準等に従い、取締役会その他重要な会議への出席、本社、主要な事業所および子会社の監査等を行っております。

II. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

<基本的な考え方>

「ライオン企業行動憲章」にもとづき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との対決姿勢を貫く。

<整備状況>

反社会的勢力に対する対応統括部所を総務部とし、不当要求防止責任者1名を設置するとともに、当社グループ各事業所および外部機関との連携を図っております。また、警察当局との連携を図るため、特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関に参画し、反社会的勢力に関する情報の共有化を行っております。

反社会的勢力に対する手順を定めその対応を徹底するため、特殊暴力防止マニュアルを定めております。

不当要求防止責任者が当社グループ各事業所で反社会的勢力への対応について必要な教育・研修を実施するとともに、責任者および各事業所担当者は、当該マニュアルに従って職務を実行しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 25社
主要な連結子会社の名称
ライオンケミカル㈱、ライオン・スペシャリティ・ケミカルズ㈱、ライオン商事㈱、ライオンパッケージング㈱、
ライオンエンジニアリング㈱、ライオン流通サービス㈱、ライオンエコケミカルズ有限公司、
CJライオン㈱、泰国獅王企業有限公司
 - (2) 非連結子会社の数 2社
主要な非連結子会社の名称
タイシリケートケミカルズ㈱
連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微なため連結の範囲から除外しております。
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用非連結子会社の数 1社、持分法適用関連会社の数 4社
主要な会社の名称
出光ライオンコンポジット㈱
 - (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社の名称
出光ライオンコンポジット（香港）㈱
持分法を適用しなかった理由
持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
 - (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該持分法適用会社の事業年度にかかる財務諸表を基礎として持分法を適用しております。
3. 会計方針に関する事項
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）
その他有価証券
時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等にもとづく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの …………… 主として移動平均法による原価法
 - (2) たな卸資産の評価基準および評価方法
主として移動平均法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)
 - (3) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く） …………… 原則として定額法を採用しております。
無形固定資産（リース資産を除く） …………… 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、主として社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。
リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
 - (4) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金 …………… 当社および国内連結子会社においては、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を判断し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
 - ②返品調整引当金 …………… 商品・製品の連結会計年度末日後の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。

③販売促進引当金 …………… 当連結会計年度の売上にかかわる割戻金等の将来の支払いに充てるため、代理店・販売店への当連結会計年度の売上にかかわる割戻金等の支払見積額を計上しております。

④賞与引当金 …………… 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

⑤役員賞与引当金 …………… 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

⑥役員退職慰労引当金 …………… 一部連結子会社の役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る資産および負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額にもとづき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合は退職給付に係る資産）に計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における非支配株主持分および為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約および通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金の金利
通貨スワップ	借入金

③ヘッジ方針

主として社内管理制度にもとづき、当社経理部および各連結子会社管理部門にて為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジしております。

(8) のれんの償却方法および償却期間

「のれん」の償却については、合理的に見積り可能なものはその見積り年数（5年）で均等償却し、重要性の乏しいものについては発生時に償却しております。

(9) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

4. 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更

(1) 連結の範囲の変更

ピアレスライオン株式会社の当社保有株式全てを合併相手先であるピアレス・プロダクツ・マニュファクチャリング・コーポレーションに譲渡し、合併契約を解消したことに伴い、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用の範囲の変更

当連結会計年度より、プラネット物流株式会社は解散したため、持分法の適用の範囲から除外しております。

当連結会計年度より、株式会社ジャパンリテールイノベーションの株式の一部を取得し、持分法の適用の範囲に含めております。

5. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社グループの商品・製品のたな卸資産の評価方法については、従来、主として先入先出法による原価法を採用しておりましたが、Vision2020の実現に向け推進している「海外事業の量的成長」にもとづき、2015年9月にサザンライオン有限公司を連結子会社化するなどにより連結財務諸表に占める海外子会社の構成比が増加していることを契機として、当社グループのたな卸資産の評価方法を検討した結果、連結グループとしての会計方針を海外子会社の採用している会計方針に統一することがより適切であると判断し、当連結会計年度より親会社及び一部国内連結子会社において、移動平均法による原価法に変更しております。なお、この変更による影響は軽微であり、遡及適用は行っておりません。

(連結貸借対照表等に関する注記)

1. 担保に供している資産の内容および金額

現金及び預金	47百万円
建物及び構築物	1,403百万円
機械装置及び運搬具	676百万円
担保に係る債務の金額	
買掛債務等	251百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	171,890百万円
3. 輸出手形買取未決済高	13百万円
4. 保証債務	2,738百万円

保証先の借入金に対するものであります。

うち1,293百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度末
普通株式	299,115,346株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年2月10日 取締役会	普通株式	1,433	5.00	平成27年12月31日	平成28年3月4日
平成28年8月3日 取締役会	普通株式	1,453	5.00	平成28年6月30日	平成28年9月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年2月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	2,324	8.00	平成28年 12月31日	平成29年 3月2日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金や有価証券等に限定しており、また資金調達については、運転資金および設備資金の調達を目的としたものであり、銀行借入、コマーシャルペーパー等により資金調達を行う方針であります。デリバティブについては、外貨建債権債務にかかる為替変動リスクや借入金の金利変動リスクを回避するため利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、新規取引発生時に顧客の信用状況に関して社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、必要に応じて保証金や担保を取得するなどの措置を講じております。また、取引先ごとの期日管理および残高管理を行っております。

投資有価証券については、主に事業に関連する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、リスク管理として、定期的の時価の把握、取引先企業の財務状況等の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金については、1年以内の支払期日であります。

短期借入金および長期借入金は、主に営業取引にかかる資金調達であります。これら借入金のうち、一部のものは変動金利であり、金利の変動リスクに晒されていますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために金利スワップを利用しております。また一部のものは外貨建借入金であり、為替の変動リスクに晒されていますが、為替の変動リスクを抑制するために通貨スワップを利用してしております。

未払金、未払費用、未払法人税等については、1年以内の支払期日であります。

なお、デリバティブについては、内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格にもとづく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を適用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次表のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）参照）

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	17,879	17,879	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	60,293 △64		
	60,229	60,229	-
(3) 有価証券及び投資有価証券	80,002	81,458	1,455
資産計	158,111	159,567	1,455
(4) 支払手形及び買掛金	50,947	50,947	-
(5) 短期借入金	4,244	4,244	-
(6) 1年内返済予定の長期借入金	260	260	-
(7) 未払金及び未払費用	51,979	51,979	-
(8) 未払法人税等	4,677	4,677	-
(9) 長期借入金	1,690	1,723	32
負債計	113,800	113,832	32
(10) デリバティブ取引計 (※)	18	18	-

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金ならびに (2) 受取手形及び売掛金

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。譲渡性預金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 1年内返済予定の長期借入金、(7) 未払金及び未払費用および(8) 未払法人税等

これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様に新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理の対象とされているものについては、当該金利スワップおよび通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

(10) デリバティブの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（上記(9)参照）

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式および関連会社株式	4,399
非上場株式	580
投資事業有限責任組合出資金	50

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 513円76銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 55円13銭 |

(その他の注記)

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準および評価方法
- ・ 有価証券の評価基準および評価方法
 - 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）
 - 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法
 - その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等にもとづく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - ・ たな卸資産の評価基準および評価方法
 - 移動平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法）
 - ・ 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法
 - 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法
- なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。
- リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
 - ② 返品調整引当金 商品・製品の決算日後の返品に備えるため、返品による損失見込額を計上しております。
 - ③ 販売促進引当金 当事業年度売上にかかわる割戻金等の将来の支払いに充てるため、代理店・販売店への当事業年度売上高に対して取引契約にもとづく割戻金等の支払見込額を計上しております。
 - ④ 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - ⑤ 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - ⑥ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により発生年度から費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。
- (4) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
- 主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約および通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | ヘッジ手段 | ヘッジ対象 |
|---------|---------|
| 為 替 予 約 | 外貨建予定取引 |
- ③ ヘッジ方針
- 主として社内管理制度にもとづき、当社経理部にて為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジしております。
- (5) 消費税等の会計処理方法
- 税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)および事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額はありません。

(たな卸資産の評価方法の変更)

当社の商品・製品のたな卸資産の評価方法については、従来、主として先入先出法による原価法を採用しておりましたが、Vision2020の実現に向け推進している「海外事業の量的成長」にもとづき、2015年9月にサザンライオン有限公司を連結子会社化するなどにより連結財務諸表に占める海外子会社の構成比が増加していることを契機として、当社のたな卸資産の評価方法を検討した結果、連結グループとしての会計方針を海外子会社の採用している会計方針に統一することがより適切であると判断し、当事業年度より移動平均法による原価法に変更しております。なお、この変更による影響は軽微であり、遡及適用は行っておりません。

2. 貸借対照表等に関する注記

- | | |
|------------------------------------------|------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 119,666百万円 |
| (2) 保証債務 | 7,169百万円 |
| 保証先の借入金に対するものであります。 | |
| うち1,293百万円については、当社の保証に対し他者から再保証を受けております。 | |
| (3) 関係会社に対する金銭債権または金銭債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 7,868百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 2,450百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 32,039百万円 |

3. 損益計算書に関する注記

- | | | |
|----------------------|-----|-----------|
| (1) 関係会社との営業取引 | 売上高 | 13,113百万円 |
| | 仕入高 | 27,263百万円 |
| (2) 関係会社との営業取引以外の取引高 | | 25,196百万円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|-------------------|------------|
| 当事業年度末日における自己株式の数 | 8,551,212株 |
|-------------------|------------|

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 of 主なもの	
貸倒引当金否認額	11百万円
返品調整引当金否認額	116百万円
販売促進引当金否認額	635百万円
退職給付引当金否認額	6,831百万円
減損損失否認額	1,683百万円
未払事業税・事業所税	273百万円
その他	6,230百万円
繰延税金資産の小計	15,781百万円
評価性引当額	△4,935百万円
繰延税金資産の合計	10,846百万円
(2) 繰延税金負債の発生 of 主なもの	
租税特別措置法における積立金・準備金	257百万円
退職給付信託設定益否認額	4,868百万円
資産除去債務否認額	36百万円
その他有価証券評価差額金	2,662百万円
繰延税金負債の合計	7,824百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
子会社	ライオンケミカル㈱	所有 直接 100.0%	原料・商品の仕入先	原料・商品の仕入 (注2)	13,939	買掛金	5,252
				利息の受取(注3)	17	長期 貸付金	1,900
子会社	ライオン流通サービス㈱	所有 直接 100.0%	輸送・保管の委託等	製商品の輸送保管等 (注4)	10,594	未払 費用	3,355
子会社	ライオンパッケージング㈱	所有 直接 100.0%	商品の仕入先	商品の仕入 (注2)	8,279	買掛金	3,413
子会社	ライオンエンジニアリング㈱	所有 直接 100.0%	設備の建設・保守等	設備の購入(注2)	2,441	未払金	1,719
子会社	ライオン歯科材㈱	所有 直接 100.0%	製商品の販売先	製商品の販売(注5)	4,918	売掛金	2,696
子会社	ライオンハイジーン㈱	所有 直接 100.0%	CMSによる預り金	利息の支払(注6)	15	預り金	3,232
子会社	ライオンエコケミカルズ 有限公司	所有 直接 100.0%	短期借入金等の債務保証	債務の保証(注7)	2,628	-	-
				債務保証損失引当金 戻入額	1,761		
子会社	CJライオン㈱	所有 直接 99.0%	短期借入金等の債務保証	債務の保証(注7)	1,951	-	-
関 連 会 社	ピーティー ライオンウイングス	所有 直接 48.0%	短期借入金等の債務保証	債務の保証(注7)	2,587	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 購入価格については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

(注3) 資金の貸付については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

なお、貸付については、担保は受け入れておりません。

(注4) 取引価格については、市場実勢を勘案し、交渉の上決定しております。

(注5) 販売価格については、市場価格を勘案し、交渉の上決定しております。

(注6) 預り金利息の支払いについては、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注7) ライオンエコケミカルズ有限公司、CJライオン㈱およびピーティーライオンウイングスにおける金融機関からの借入に対し

て債務保証を行っており、保証額等にもとづき算出した保証料を受け取っております。なお、取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	432円87銭
1株当たり当期純利益	41円46銭

8. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

以 上